

震度情報ネットワークシステム定期点検及び保守業務委託 特記仕様書

【目的】

第1条 震度情報ネットワークシステム（以下「本設備」という。）の定期点検及び保守業務は、本設備を計画的かつ適正に管理し設備の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、本設備機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、本設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

【適用】

第2条 委託業務の実施は、本特記仕様書、電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者（以下「県」という。）と受託者で協議する。

委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

【用語の定義】

第3条 この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 設備管理 | 設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。 |
| (2) 設備保全 | 設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う一般管理、運転・監視、点検・保守及び修理をいう。 |
| (3) 定期点検 | 設備の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。 |
| (4) 監督員 | 委託契約書に規定する監督職員をいう。 |
| (5) 点検者 | 県から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき業務に従事する者をいう。 |
| (6) 業務責任者 | 委託契約書に規定する業務責任者をいう。 |

【業務計画書】

第4条 受託者は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を県に提出し承諾を得ること。

【業務責任者】

第5条 受託者は、業務要員の中から業務責任者を県と協議の上選任すること。

2 業務責任者は、監督員との連絡、調整及び点検者の指揮監督を行うこと。

【検査】

第6条 業務責任者は、監督員の指示する業務及び作業のうち記録等により確認できるものを除き、監督員の立会を求め、検査を受けること。

【点検者の資格等】

第7条 点検者は次に示す資格又は経験を有すること。

- (1) 5年以上実務経験を有し業務を十分遂行できる者
- (2) その他関係法令等で定める資格を有する者

【点検者の名簿等】

第8条 受託者は、点検者の氏名及び資格等を別に定める点検者名簿により県に提出すること。

- 2 県は、業務責任者等を含めた業務要員が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

【通知義務】

1. 第9条 業務責任者は、次の場合、監督員に連絡または報告すること。

- (1) 設備の異常を発見したとき
- (2) 点検中等に施設の破損、汚損等が発見したとき
- (3) 点検者に事故があったとき
- (4) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき
- (5) その他必要と思われる事項

【提出書類】

第10条 受託者は、業務を行ったときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 業務実施状況写真
- (3) その他県が必要と認め提出を求めた書類

【タッピング等検査時の立会】

第11条 受託者は、本設備に対しタッピング等検査を行う場合には、県の指定する日までに実施し、立会しなければならない。

【現場管理】

第12条 受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。

- 2 点検者は、業務を実施するに当たり火気使用、騒音の発生、出入口の戸締まり等に留意すること。

【法令等の遵守】

第13条 受託者は、委託業務の実施に当たり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法
- (2) 電気事業法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) その他関係法令、条例、規則、要綱等

【委託業務の範囲】

第14条 この契約の対象となる設備等は、別図による。

- 2 委託業務の対象設備の種類及び数量は、別に定める「対象設備表（付則1）」による。

【委託業務の内容】

第15条 定期点検及び保守業務は、本設備の適正な保全を行うものとし、別に定める「定期点検報告書（付則2）」に基づいて行うこと。

- ・震度情報ネットワークシステム定期点検報告書（付則2-1、2-2）毎月実施
- ・震度情報ネットワークシステム定期点検報告書（重点検）（付則2-3～2-5）半年1回実施
- ・佐賀県計測震度計定期点検報告書（市町点検）（付則2-6～2-8）半年1回実施

2 臨時の点検は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、部品の劣化及び運用上支障を認めるもの、若しくは異常又は、故障等を発見したとき、あるいは県より通知があった場合には、直ちに点検者を派遣し、点検及び保守を行うこと。
- (2) 受託者は、非常災害時の発生に備え、業務責任者の連絡体制を明確にするとともに、監督者から待機を指示した場合は、点検者を事務所に待機させるものとする。
- (3) 受託者は、地震が発生した場合、すぐに点検者を県庁へ派遣するものとする。
- (4) 受託者は、本設備の機能が十分発揮できるように監督者等へ操作、取扱い説明を行い熟知させておくこと。

【機器の修繕】

第16条 受託者は、委託業務を行うために必要な消耗品及び部品（1万円以下）等は、受託者が負担する。但し、障害発生（軽微なものを除く）、県の故意若しくは過失又は天災等により破損した場合は、県の負担とする。

2 受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理の必要性を認めた場合は、直ちに県に連絡し指示を受けるものとする。

【報告等】

第17条 第15条に定める委託業務報告は、実施した翌月10日までに提出するものとする。但し、臨時の点検は、その都度速やかに報告するものとする。

【その他の事項】

その他の事項については、その都度、県と受託者と協議を行い、定めるものとする。